

共同生活援助（グループホーム）

入居者留意事項

以下は、グループホーム利用についての留意事項を記載しています。
これらの事項を守れない場合には利用契約を解除することがあります。

（１）入居生活上のルール

〈日常生活面〉

- ① 入居者は、無断で他の入居者の部屋に入らないこと。また、無断で他の入居者の物を使用しないこと。
- ② 入居者は、世話人の許可なしに、入居者以外の人を立ち入らせない。
（入居者以外の人をホーム内にいれる場合には事前に世話人または、担当者に許可を受ける。ただし、緊急の事情によるものは除く。）
- ③ 入居者は、ホーム内の使用にあたり、次の行為を行ってはならない。
 - ・爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造または保管。
 - ・排水管を腐食させるような恐れのある液体の流出。
 - ・大音響でカラオケ、テレビ、ステレオ等の操作またはピアノ等の楽器の演奏。
 - ・動物の飼育。
- ③ 入居者は、どの場合においても外出する時には必ず世話人に行き先、用件、帰宅時間を告げてから出かける。その場合、世話人がいない場合にはサービス管理責任者に連絡をする。
（夕食後以降の外出については緊急の場合を除きできるだけしない。）
- ④ 入居者は、安全管理上、自分の部屋の鍵を世話人にも渡し、点検・掃除等の時には速やかに部屋を開ける。ただし、自分が立ち会いのもとに行うこととする。
- ⑤ 入居者は、世話人や他の入居者に迷惑をかけないように努める。もし、何らかのトラブルが起きた場合にはサービス管理責任者または管理者に報告する。
- ⑥ 入居者は、ホームで決められた規則やルールを守ることに努める。

〈金銭管理面〉

- ① 入居者は、定められた共同経費を毎月、世話人に渡す。ただし、何らかの事情により払うことができない場合は世話人を通し、サービス管理責任者に相談する。
- ② 入居者は、毎月決められた小遣い以外にお金が必要な場合は世話人に相談する。ただし、多額の場合は世話人を通しサービス管理責任者に連絡すること。
- ③ 入居者は、毎月の給料以外に賞与等のお金を受け取った場合には速やかに世話人に渡す。

（２）設備の利用上の留意事項

- ① 入居者は、ホーム内の共同設備を使用する場合、各ハイツで設けられた使用順序や使用規則を守る。
- ③ 入居者は、ホーム内に破損箇所が生じた場合には世話人を通し、従業者に連絡をしてもらう。
- ④ 入居者は、安全管理上通路や階段などに勝手に私物を置き通行の妨げにならないようにする。
- ④ 入居者は、ホーム内の共同設備を故意に壊した場合、その修理費を負担する。

上記の留意事項についての内容は重要ですので、十分説明を聞き理解されるようお願いいたします。